

令和2年度一般会計 当初予算などを可決



および7件の特別会計、1件の企業会計の補正予算が可決されました。

- ◆**条例**
制定された条例(3件)
- ・勝山市行政組織条例
- ・勝山市個人番号カードの利用に関する条例
- ・勝山市議会基本条例

一部改正された条例(16件)

- ・勝山市特別報酬等審議会条例等
- ・勝山市職員の給与に関する条例
- ・勝山市職員のサービスの宣誓に関する条例
- ・勝山市職員の旅費支給に関する条例等
- ・勝山市附属機関の設置に関する条例
- ・勝山市債権管理条例
- ・勝山市印鑑登録及び証明に関する条例
- ・勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例
- ・勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

- ◆**その他**
- ・6議案が可決、陳情1件が採択されました。

◆人事案件について

- ・勝山市教育委員会教育長の任命について同意されました。
- 梅田幸重氏 昭和町3
- 3件の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて異議なしとされました。
- 水野初美氏 滝波町5
- 黒田眞生氏 昭和町3
- 上山峰子氏 猪野

なくそう!望まない受動喫煙

健康増進法の改正により、子どもや患者などに特に配慮した「望まない受動喫煙」をなくすための対策がルールとなりました。

ルールを守り、皆さんが気持ちよく過ごせる環境を作りましょう。

☎健康長寿課 ☎87-0888

対策① 学校、児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎などは「**原則敷地内禁煙**」

対策② 飲食店、ホテル、遊技場、鉄道などは「**原則屋内禁煙**」

喫煙室の設置と 標識掲示



屋内での喫煙には、法律で定められた基準を満たす禁煙室の設置が必要です。
また、標識は必ず掲示しましょう。

20歳未満は 立入禁止



喫煙エリアには、20歳未満の人は立入禁止です。
従業員など喫煙を目的としない場合でも立ち入り禁止です。

多くの施設で 屋内が原則禁煙



喫煙される方は、喫煙場所を確認しましょう。
喫煙禁止場所での喫煙は、個人に過料が科せられることもあります。

改正された健康増進法
3つのポイント

受動喫煙って?

受動喫煙とは、たばこの先から出る煙「副流煙」や喫煙者の吐く息から出る「呼出煙」、毛髪や衣服に付着した有害物質を吸い込むことをいいます。
受動喫煙であっても、喫煙者と同様に健康被害を受けてしまいます。

完全に被害を防げない「分煙」

分煙すれば大丈夫!というわけではなく、十分な効果が得られないことがわかっていきます。

- 「呼出煙」の中には約45分間有害物質が含まれる
- たばこの煙は、非常に小さな粒子のため、大半は長時間に渡って空気中に滞留

受動喫煙防止の一番の方法は「**禁煙**」することです。
これを機会に禁煙を始めてみませんか?



公式ロゴマーク
けむいモン

禁煙に取り組む人を応援

禁煙外来や相談窓口をぜひご利用ください

【市内の禁煙外来実施医療機関】

- ・福井勝山総合病院 (要予約) ▶
毎週水・木曜日 午後3時30分頃
- ・クリニック・デ・ふかや ▶
通常の外来診療時間内に診断 (初回のみ)

【すこやか健康相談 (要予約)】

と き▶毎週水曜日 午前10時~11時30分
ところ▶すこやか 集団健診室

事業者の受動禁煙対策への取り組みを応援

受動喫煙対策を行う事業には、喫煙室の設置に係る財政・税制上の優遇制度があります。

- ・財政支援 (受動喫煙防止対策助成金)
- ・税制装置 (特別償却または税額控除制度)



制度の詳細や受動喫煙の取り組みはこちら

「加熱式たばこ」なら大丈夫?

加熱式たばこは、紙巻たばこに比べ、発がん性物質の量は少なかったと報告されていますが、現時点で測定できていない**有害物質**もあります。

また、加熱式たばこの主流煙には、健康影響を与える有害物質は確実に含まれていますが、販売開始からの年月が浅いため、長期使用に伴う健康影響は明らかになっていません。

有害物質が少なくても小さくない健康被害

たばこの煙にさらされることには安全なレベルというものがなく、有害物質の含有量が1/10に減ったとしても、健康への悪影響が1/10になるとは限りません。

加熱式たばこは煙が少ないため、受動喫煙対策ができていると思われるがちですが、喫煙者が吐き出す息(呼出煙)から有害物質が出ているので、大いに受動喫煙の可能性ががあります。

勝山市・(学)あおい学園・ 損害保険ジャパン日本興亜(株)* 災害時等における小型無人航空機の 支援協力に関する協定を締結



(左から) 損保ジャパン日本興亜(株)の西岡部長、山岸市長、(学)あおい学園の山本理事長

3月18日、災害時などにおける市民の生命、身体および財産の保護に必要な協力体制について3者で協定を結びました。

《協定の主な内容》

- ・災害時などの発生状況を把握するために、ドローンを活用した映像や画像などの情報収集
- ・ドローンを活用した人命救助、情報収集
- ・市民への防災知識の普及啓発に向けた取り組み
- ・災害時などで迅速な保険金お支払いサービスの提供 など

☎監理・防災課 (市役所2階) ☎88-1116

*4月1日に損害保険ジャパン(株)へと商号が変更になっています

